

## 4 合格発表

合格発表日当日の午後1時にインターネットにより合否を確認することができます。(入試成績優秀者特待生制度の結果照会はできません)

合格発表日以降に合格通知書等を順次発送します。不合格者には郵送での通知はありません。

※合格者には合格通知書と一緒に入学手続要項を発送しますので、所定の期日までに入学手続納付金を振込み、書類を提出して手続を完了してください。5日経っても届かない場合は、お問い合わせください。  
※入学試験を欠席した場合や受験科目不足の場合、インターネットで該当の受験番号での合否照会を行うことはできません。

### 合否の確認方法

以下のURLまたはコードから本学ホームページにアクセスし、「合否結果」のバナーをクリックしてください。

<https://www.tezuka-gu.ac.jp/nyushi/>



受験番号と誕生日(4桁)を入力してください。

#### ●合否速報サービス利用上の注意

- ・当サービスの「誤操作」「見間違い」等を理由とした、入学手続の遅れは認められません。
- ・サービス開始直後はアクセスが多く、つながりにくい場合があります。その場合はしばらく経ってから再度操作をしてください。
- ・機材の性能や接続方法、ブラウザ設定などにより表示に時間がかかったり、文字化けが発生する場合があります。
- ・試験会場の外で合否発表に関する案内を本学教職員が行うことはありません。類似のサービスにはご注意ください。
- ・利用期間は各試験区分ごとに定めてあり、合格発表当日13:00～7日後の24:00までです(4月1日以降は見ることができません)。

### 追加合格

●合格者の入学手続状況により、追加合格を行うことがあります。その場合、速達郵便または電話にて本人宛に通知します。

あわせて入学手続方法等の詳細についても連絡します。

※追加合格の実施や該当の有無に関するお問い合わせは一切応じません。

## 5 入学手続

### 入学手続金振替制度

対象: 学校推薦型選抜[併願] 一般選抜 共通テスト利用入試

- 先に実施された入試にて合格し、入学手続を終えた後、以降の入試にて別の学科に出願し、合格した場合には、入学手続金の振替が可能です。
- インターネット出願、出願必要書類の郵送、入学検定料は必要となります。入学手続書類についても再度提出してください。

## 「災害救助法適用地域」で被災した受験者に対する特別措置について

災害に遭われた被災地の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

本学では、「災害救助法適用地域」で被災した受験者に対して、申し出により下記の特別措置を行います。

### 1. 対象

#### (1) 対象者

本学の2024年度入学試験受験者のうち、「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費支弁者が居住しており出願前に被災した者」であって、本学が指定する被害状況に関する基準を満たす者。

#### (2) 対象地域

「災害救助法の適用を受けた地域」は、日本学生支援機構のホームページに掲載されている地域といたします。

#### (3) 対象範囲

2023年4月1日以降、入試出願前まで※入学時までに被災された場合は、ご相談ください。

### 2. 特別措置

#### (1) 基準

「1.対象」に該当し、以下のいずれかに該当する者

- ①災害によりご父母のいずれか、または家計支持者が亡くなられた方
- ②災害によりご父母のいずれか、または家計支持者が入院し、長期加療が必要な方
- ③災害により家計支持者の居住する家屋が消失した場合、又は損壊により引き続き同家屋に居住することが困難な方
- ④災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している方

#### (2) 内容

##### ① 出願時の特別措置

・入学検定料を全額免除します。※出願時は一度納入いただきますが、後日返金させていただきます。

##### ② 合格後の特別措置

・入学金、学費等の減免措置制度があります。

合格後、入学の意思がある場合は、入学手続締切日までにお問い合わせください。

※災害の規模や被災状況により、特別措置の内容が変更する場合があります。

必ず本学ホームページにて最新の情報をご確認ください。

### 3. 申請方法・申請期限

「4.申請書類」に定める書類を市販の角2サイズの封筒に「被災受験者特別措置申請書在中」と明記の上、2024年3月13日(水)必着で入学試験係に提出してください。

〈送付先〉〒590-0113  
大阪府堺市南区晴美台4-2-2  
帝塚山学院大学 入学試験係

### 4. 申請書類

- (1)「被災受験者特別措置申請書」  
(本学ホームページよりダウンロードして使用してください)
- (2)「証明書(写し可)」  
特別措置の基準①に該当する方………「死亡診断書」  
特別措置の基準②に該当する方………「診断書」  
特別措置の基準③または④に該当する方……「罹災証明書」

### 5. 入学後の経済支援

入学後、学生センターまでご相談ください。